

# お知らせ

平成 27 年 1 月 26 日  
北陸電力株式会社

## 改正省令にもとづく再エネ発電設備の新たな出力制御ルールについて

当社は、平成 27 年 1 月 22 日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する経済産業省令」(以下、「改正省令」)が公布されたことを受け、施行日の平成 27 年 1 月 26 日以降の系統連系申込みにつきましては、改正省令の内容に則り、新たな出力制御(※1)ルールのもとで系統連系の受付をさせていただくことといたしました。

(※1)出力制御：以下、当社の電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に行われる出力の抑制をいいます。

当社といたしましては、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて最大限の取り組みを行ってまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 「改正省令にもとづく再エネ発電設備の新たな出力制御ルール適用の考え方」

#### 1. 出力制御対象の見直し

##### (1) 太陽光・風力発電設備に対する出力制御の対象範囲の拡大

従来、500kW以上の太陽光・風力発電設備を出力制御の対象としておりましたが、改正省令により、500kW未満の太陽光・風力発電設備(ただし、20kW未満の風力発電を除く)にも拡大されました。

ただし、改正省令にもとづき、平成 27 年 3 月 31 日までに系統連系申込みを受付する 50kW未満の太陽光発電設備に対して、当社は出力制御および出力制御システムの設置を求めません。

なお、太陽光発電設備の出力制御にあたっては、10kW以上(主に非住宅用)の制御を先行させ、10kW未満(主に住宅用)については、優先的な扱いを行うものとします。

##### (2) バイオマス発電設備に対する出力制御ルールの明確化

従来、一律に火力発電設備と同等の出力制御の対象となっていたバイオマス発電設備について、出力制御の受容可能性を踏まえたきめ細かい出力制御ルール(※2)が設定されました。

##### (※2) バイオマス発電設備に係る出力制御ルールの明確化

###### ① 地域型バイオマス発電設備(注)

出力制御の対象となりますが、②および③の出力制御を先行して実施することを前提とします。

また、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合は、出力制御の対象外とします。

② バイオマス専焼発電設備（①を除く）

出力制御の対象となりますが、③の出力制御を先行して実施することを前提とします。

③ 火力発電・化石燃料混焼発電設備（①を除く）

出力制御の対象となります。

（注）：メタン発酵ガス発電設備，一般廃棄物発電設備，木質バイオマス発電・農作物残さ発電設備等であって，地域に賦存する資源を有効活用する発電設備をいいます。

**（3）その他の発電設備について**

水力発電設備および地熱発電設備については，これまでと変更なく，適用対象外となります。

**2. 「30日ルール」の時間制への移行**

従来，1日単位での出力制御を前提に年間30日まで実施できる無補償の出力制御について，時間単位での出力制御を前提に，太陽光発電設備は年間360時間まで，風力発電設備は年間720時間まで無補償で実施できるよう制度が見直されました。

**3. 遠隔出力制御システムの導入**

2のような時間単位のきめ細かな出力制御を実現するため，出力制御の対象となる太陽光・風力発電設備については，遠隔制御用のパワーコンディショナー等の導入が必要となります。ただし，このような遠隔制御システムの構築には一定の時間を要することから，当社は当面の間，「改正省令にもとづき，出力制御を行うために必要な機器の設置，費用負担，その他必要な措置を事業者さまに求める場合には，その求めを応じていただくこと」を，事業者さまに予め確約を頂いたうえで，連系申込みを承諾することとします。

**4. 指定電気事業者制度の活用による接続拡大**

当社は，平成26年12月26日に，太陽光発電について指定電気事業者の指定を受けており，接続契約申込量が接続可能量（当社の場合，太陽光発電110万kW）を超過すると見込まれる場合には，指定電気事業者制度の下で，無制限・無補償での出力制御を条件に系統連系の受付が可能となります。

現時点においては，接続契約申込量が接続可能量に達していないことから，太陽光発電設備の場合は年間360時間まで無補償での出力制御を条件に系統連系の受付が可能となります。

なお，指定電気事業者制度を活用する場合は，出力制御期間の見込みをあらかじめ示し，出力制御の対象となる事業者さまの予見可能性確保に努めることが求められております。